

第2次和寒町子ども読書活動推進計画

和 寒 町

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の基本的な考え方	2
3.	計画対象	2
4.	計画の期間	2
第2章	和寒町の子ども読書活動の現状	3
1.	家庭・地域での読書活動の推進	3
2.	保育所・こども館における読書活動の推進	5
3.	学校における読書活動の推進	6
4.	図書館における読書活動の推進	8
第3章	第2次計画について	11
1.	第2次計画の概要	11
2.	子ども読書活動推進のための方策	13
1.	家庭・地域における子ども読書活動の推進	13
2.	保育所・こども館における子ども読書活動の推進	14
3.	学校における子ども読書活動の推進	15
4.	図書館における子ども読書活動の推進	16
	第2次計画取り組み一覧	18
関係法令		
	子ども読書活動の推進に関する法律	20
	衆議院文部科学委員会における附帯決議	22

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

平成13年に、子どもの読書活動を社会全体で支援するために「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたのを受け、道は、北海道のすべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備をすることを目的に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、現在3期目を迎え、道内における子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するための指針となっています。

本町では、こうした国や道の基本理念に基づき「和寒町子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を平成23年度に策定し、読書環境の整備を進めてまいりましたが、平成27年度で5年の計画期間が終了することから、その取組みと検証を踏まえ、今後5年間の「第2次和寒町子ども読書活動推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定いたします。

子ども読書計画に関する国や道の動向

平成11年8月	平成12年を「子ども読書年」とする衆参両院決議
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 「子ども読書の日」制定
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
平成15年11月	「北海道子どもの読書活動推進計画」策定
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」成立
平成20年3月	「第二次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
平成20年3月	「北海道子どもの読書活動推進計画（第2次）」策定
平成25年3月	「北海道子どもの読書活動推進計画（第3次）」策定
平成25年5月	「第三次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

2. 計画の基本的な考え方

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「北海道子どもの読書活動推進計画」に基づき、自由で豊かな読書活動をとおして子どもたちの健全な育成を支援するために、各関係機関が連携を図り、読書環境を整えることを目的としたもので、そのための基本的施策・取り組みを掲載しています。



「和寒町子ども読書活動推進計画」が、次世代を担う子どもたちにとって充実した心豊かな人生を築いていくための指針となり、また、生涯における読書活動の礎となることを願います。

3. 計画対象

0歳からおおむね18歳の子どもを対象とします。

4. 計画の期間

平成28年から平成32年度までの5年間とし、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、この計画は、「第5次和寒町総合計画」「第8次和寒町社会教育中期振興計画」との整合性を図り推進します。

第2章 和寒町の子ども読書活動の現状

第1次計画の実施状況をとおして、町の子どもの読書活動を取りまく現状と課題について検証し、第2次計画の方向性を定めます。

1. 家庭・地域での読書活動の推進

【主な取り組みと実施内容】

①妊婦教室での啓発

妊婦を対象に、図書館と保健福祉センターが連携のもと、「赤ちゃん絵本」についての講話を開催しています（年2回程度）

②ブックスタートの実施

乳幼児健診時に合わせて、5ヶ月以上の乳児と保護者を対象に年6回開催しています。

③おはなし会・イベントの開催

地域ボランティアは図書館で毎週開催されている「土ようおはなし会」を月1回担当するほか、「赤ちゃんのためのおはなし会」（年3回）や「夏まつり」「クリスマス会」といった季節イベント（年2回）を開催しています。

④ボランティア活動の活性化

おはなし会やブックスタートの協力要請などの活動の場の提供と町外研修参加やイベントの準備費などを助成するほか、各種読み聞かせ活動に関する情報提供に努めています。

【現状と課題】

家庭は、生涯にわたる読書活動のスタートの場となりますが、家庭での読書を根付かせてさらに広げていくには、子どもの読書環境づくりに対する大人たちの意識を高めるような地域ぐるみでの取り組みや応援が必要です。

平成18年度より開始したブックスタートは、平成23年度の第1次計画以降、各関係機関との連携に重点を置き、取り組みが進められてまいりました。現在ま

で、保健福祉センターと図書館で密に連絡を取り合うことで対象から漏れることなく実施されており、ブックスタート関連事業として「妊婦教室での啓発」やボランティアによる赤ちゃんのためのおはなし会が実施されています。

ボランティアは、おはなし会・イベント開催など精力的な活動が評価され、平成23年には「優良読書グループ北海道表彰」や町からの「感謝状」を授与されており、地域の読書活動の活性化に欠かせない存在となっています。

今後もボランティア活動の継続を促進するため、おはなし会やイベント開催の準備費、町外研修への参加費などを支援するほか、おはなし会開催やブックスタートへの参加要請などを通して、活動の場を提供するよう努め、新メンバーの確保や後継者の育成を図る必要があります。

乳幼児・児童向けおはなし会、イベント参加人数の推移

年度	定例おはなし会	季節イベント	おはなし 工作教室	劇団公演	子ども 映画会	合計
22	241	44	17	83	—	385
★23	227	72	25	53	24	401
24	235	91	22	89	38	475
25	195	75	28	211	49	558
26	164	75	23	195	63	520

ブックスタート実施状況の推移

年度	実施組数
22	27
★23	25
24	31
25	21
26	16

★平成23年 第1次計画開始年

2. 保育所・こども館における読書活動の推進

【主な取り組みと実施内容】

①絵本に親しむ環境づくり

保育所、こども館ともに図書館から月1回の配本を受け入れながら、豊富で新鮮な資料提供に努めています。

②読み聞かせ活動の実施

保育所では、日常における読み聞かせのほか、朝と帰りのHRやお昼寝時間に読み聞かせを実施しており、こども館では子育てサロンや放課後児童クラブ、お誕生会などで読み聞かせを取り入れています。

③保護者への情報提供や啓発

町内の読書活動への参加を促したり、絵本や読み聞かせについて保護者への情報提供を実施し啓発に努めています。

④研修会への参加

技術向上のため読み聞かせに関する研修などに職員を派遣しています

【現状と課題】

保育所やこども館では、日常における個々に対応した読み聞かせに加え、子育てサロンをはじめとする様々な場面で読み聞かせの機会を取り入れて、子どもが絵本と親しむ時間や機会を作るように努めています。

保育所、こども館ともに、図書環境整備の一つとして公共図書館の豊かな蔵書を活用した配本事業を積極的に受け入れ、乳幼児や放課後児童の読書活動を奨励しており、最近では保護者の図書利用も増えて、こども館では、配本受入数を増加するなどして対応しています。

また、保育所では図書館開催の劇団公演などに子どもを引率するなど、町内読書活動への積極的な参加に努め、保育参観やおたよりなどを利用した良書案内や図書館行事についての情報提供を実施するなど、保護者への啓発も図っています。

読み聞かせの情報収集や技術向上のため、自主的な練習と町内外での研修会参加の継続などが、今後の課題となります。

保育所・こども館の蔵書冊数

施設名	蔵書冊数
保育所	932冊（内絵本798冊）
こども館	1, 378冊（内絵本258冊）

3. 学校における読書活動の推進

【主な取り組みと実施内容】

①読書習慣定着のための事業実施

読書週間の設置、朝読書の実施、ブックトークの開催、読書感想文コンクールへの参加、図書の家賃貸出しなどで読書活動の定着を図っています。

②学校図書室・公共図書館の利用促進

調べ物学習や授業での図書室や図書館の利用を積極的に実施し、奨励しています。

③蔵書の充実と資料提供の拡大

蔵書の購入のほか、図書館から月1回の配本を受け入れています。

④読書活動への意識啓発・情報提供

町の読書活動に関して児童・生徒や保護者に情報提供をしています。

⑤委員会活動の活性化

図書委員による新刊紹介や蔵書の整理、書籍の貸出業務などを実施しています。

【現状と課題】

子どもは成長にともない多くのことに興味を持つようになりますが、その中で、読書の時間を確保するためには本人の自覚と整った読書環境、適切な読書指導が大切となります。

小学校では授業をとおした読書指導のほか、独自の読書週間の設定、朝読書の実施、図書館とのブックトーク共催などで子どもの読書活動の定着を図って

おり、図書室だよりの発行や図書館での読書活動情報の提供をとおして、子どもの読書活動についての保護者への意識啓発を行っています。

児童による委員会活動では、図書室の整理や貸出業務に加え、子どもたちによるおすすめ本の紹介など、読書意欲向上への自主的な活動がなされています。

また、授業での積極的な図書室利用や個人、家庭への図書貸出し開始など、図書室の利用は増加傾向にあります。さらに各学級に図書館からの配本を利用した学級文庫を設置し、子どもたちが本に触れる機会を多く持つことが出来るように努めています。

こうした状況のもと、読書に対する児童や保護者の興味関心は上昇傾向にあります。高学年になるに従い、本を読む子と読まない子の差が開いているといった状況もみられ、高学年児童へ向けた読書習慣の定着や保護者への啓発活動の強化が必要です。

中学校では、国語の授業の一環として読書学習を実施し、生徒が本に親しむ習慣を身につけるよう指導したり、卒業までに読んでみたいおすすめ本の紹介などを実施しています。また、年間をとおした朝読書では、冊数や種類の充実した図書館からの配本を活用することで、読書への意識を高めています。

図書室では、図書館からの配本を活用しヤングアダルト文学を中心とした書籍やヤングアダルト世代に人気の雑誌コーナーを設置し、親しみある楽しい図書室づくりに努めています。今後は、授業や自主学習での利用の奨励、活用しやすい配架の研究、蔵書の整備を強化していく必要があります。

貸出業務や図書館からの配本の管理、書籍の整理整頓や新刊紹介などの宣伝活動は文化専門委員が担当しておりますが、これからも生徒たちの活動をとおした魅力ある図書室の運営を図っていくことが大切です。

また、小・中学校ともに、図書館の読書感想文コンクールの実施にあたっては、参加奨励や感想文作成指導、審査などを担当し、読書活動の普及に努めており、毎年多くの児童・生徒の参加をみています。

なお、小・中学校の蔵書状況は次のとおりですが、新しい資料の購入にあたっては、図書館と図書室の蔵書情報に留意し、学習内容や児童・生徒の成長にあつた幅広い資料提供に努めることが大切です。

学校図書室の蔵書状況推移

年度		H22	★H23	H24	H25	H26
和寒 小学校	学級数	10	9	9	10	10
	蔵書数	5,960	6,075	6,242	6,556	6,651
	標準達成率	85.1	93.2	95.7	93.7	95.0
和寒 中学校	学級数	4	4	4	5	4
	蔵書数	5,580	5,844	6,616	6,897	7,254
	標準達成率	91.8	96.1	108.8	110.5	119.3

「学校図書室図書標準」による算出値

★平成23年 第1次計画開始年

小学校（学級数7～12） $5,080+480 \times (\text{学級数}-6)$

中学校（学級数3～6） $4,800+640 \times (\text{学級数}-2)$

4. 図書館における読書活動の推進

【主な取り組みと実施内容】

①蔵書の充実

年間約1,000冊の児童書を購入、リクエストサービス、相互貸借などを実施し、幅広い資料提供に努めています。

②魅力ある図書館事業の企画

定例のおはなし会のほか、劇団公演や公民館講座、読書感想文コンクール、ブックスタート、ブックラリー、図書館調べ物ツアー、子ども映画会などを開催しています。

③学校との連携

配本、学校図書室運営相談のほか、小学校ではブックトークを年18～24回実施しています。

④子ども読書活動の啓発と情報提供

広報誌やホームページでの情報提供に加え、学校や保育所をとおして、保護者へ向けた図書館だよりを発行し、読書活動の啓発に努めています。

【現状と課題】

図書館は、子ども読書活動推進の中心的役割を担う機関として、多くの児童書を揃えたり、レファレンスやリクエストなどのサービスを児童に向けて積極的に実施することで、子どもの読書活動の活性化に努めています。

図書館では年間約 1000 冊の児童書を購入し、用途や子どもの成長に対応できる幅広い蔵書構築に努めており、豊富な蔵書を利用することで各事業内容の強化が図られてきました。更に、学校をはじめとする各関連施設、団体と連携を取りながら子どもの読書活動推進に努めてまいりましたところ、第 1 次計画以降の児童書貸出冊数は、実施前年度との比較で、約 1.2 倍の増加となっております。

一方で、小学校高学年以上の子どもの利用については、依然として、本好きの子に限られている状況もみられ、読書離れが進むヤングアダルト世代へ向けの取組み強化や新しい利用者の獲得が課題となっております。

興味関心の助長を目的に開催している各種事業については、ボランティア、子ども会育成連絡協議会、学校、保育所、教育委員会などと連携を組むことにより、参加人数が増加傾向にあります。

特に学校との連携においては、図書室運営相談をはじめ、蔵書情報の提供やリクエストサービス、配本事業、読書感想文コンクールの共催などを実施し、小学校においては、年 18～24 回のブックトークを開催し、実施ごとに学校と意見交換をすることで内容の充実を図っています。また、子どもの読書に関する情報提供を学校や保育所と連携して実施することで、保護者に対しての効果的な啓発が図られています。

今後も、蔵書の充実と効果的な情報提供に努め、関連機関と連携した事業展開で図書館利用の拡大を図っていくことが必要だと考えます。

図書館の児童用図書蔵書冊数（平成27年3月末）

項目		冊数
児童書	0 全般・図書館	324
	1 哲学・宗教	268
	2 歴史・伝記・地理	1,282
	3 社会科学・風俗	1,124
	4 自然科学・医学	1,944
	5 技術・工業・家庭	725
	6 産業・交通・通信	544
	7 芸術・体育	4,313
	8 言語	279
	9 文学	8,396
絵本	11,282	
紙芝居	193	
参考図書他	366	
合計	31,040	

児童書貸出冊数の推移

年度	冊数
H22	11,362
★H23	13,533
H24	13,306
H25	14,526
H26	13,306

★H23 第1次計画開始年

第3章 第2次計画について

1. 第2次計画の概要

第2次計画では、「第1次計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、基本理念を下記のとおり定めます。

基本理念

和寒町のすべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、積極的にその環境整備を図ります。

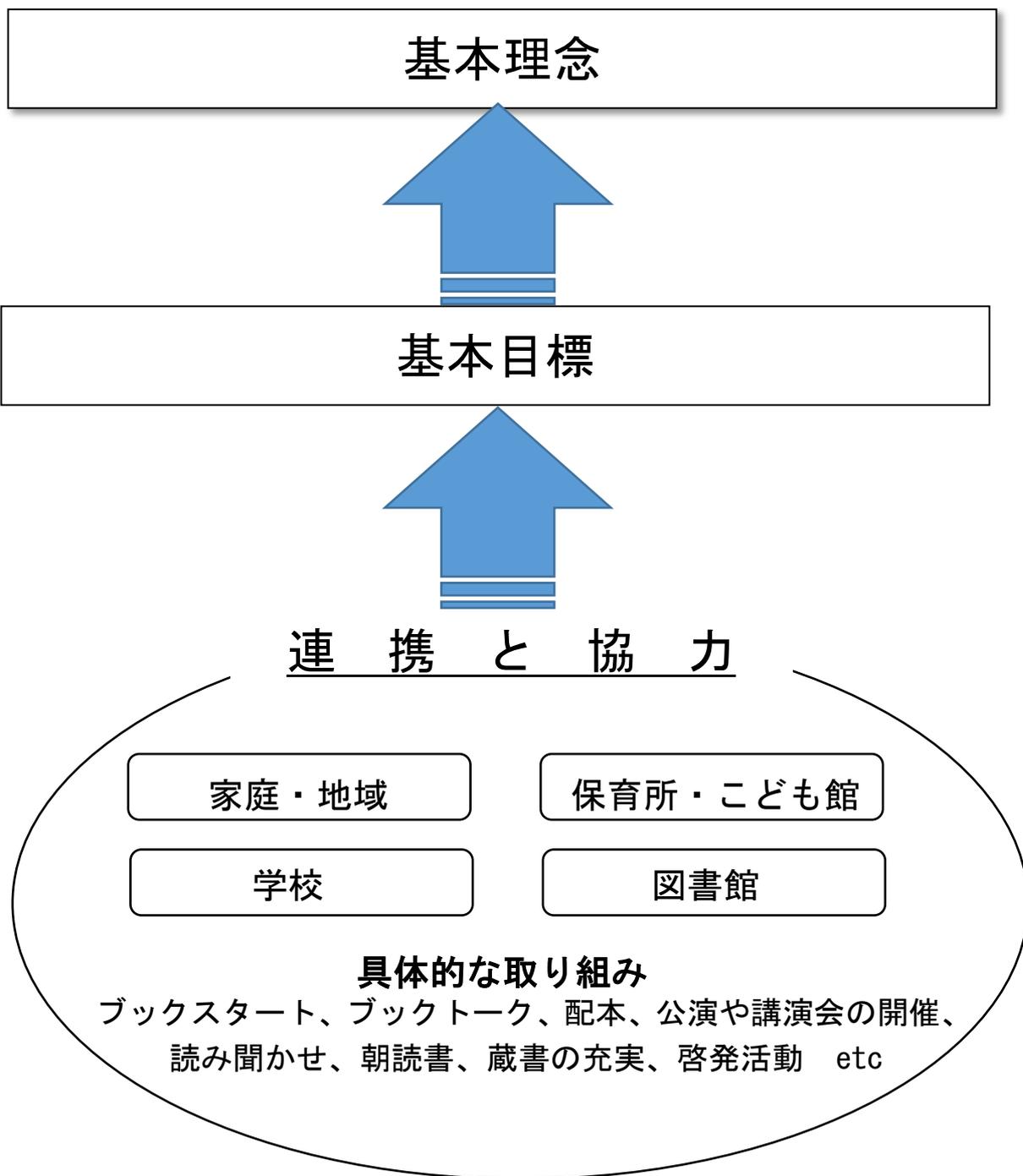
この基本理念のもと、下記の3つの基本目標を掲げます。

基本目標（取組の重点）

- 基本目標1 事業をとおした子ども読書活動の活性化
- 基本目標2 子ども読書環境の整備・充実
- 基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

基本目標の達成のため、**家庭・地域、学校、保育所・こども館、図書館**など、各関係機関団体が連携と協力のもと、様々な取り組みを行い、自由で豊かな読書活動をとおして、子どもたちの健全な育成を支援します。

(概要図)



2. 子ども読書活動推進のための方策

1. 家庭・地域における子ども読書活動の推進

【役割と目的】

乳幼児にとって「読み聞かせ」は大人とのコミュニケーションであり、言葉を学び、豊かな情緒を培うなど、健やかに成長するうえで欠かせない重要な役割があります。

保護者をはじめとする子どもをとりまく大人たちに、読書活動が子どもの成長にいかに大切であるかを理解してもらうことが、乳幼児期の読書活動推進の鍵となります。そのために、家庭においては、早くから子どもが本に親しむことができるように家族で読書を楽しむ習慣を作るとともに、子どもたちの読書とおした成長を支えていくためのサポート体制を地域に育むことが大切です。

【推進施策】

- (1) 妊娠期・乳幼児期からの読み聞かせの奨励
- (2) 乳幼児のための家庭・地域における読書環境づくり
- (3) 地域ボランティアとの協働

【具体的な取り組み】

◆ 妊婦教室における啓発活動

「妊婦教室」において、乳児や妊婦への読み聞かせについての情報提供など啓発活動に努めます。

◆ ブックスタートの実施

地域のボランティア・保健師・保育士・司書が連携のもと、ブックスタート事業を継続します。また、アフターフォローでは、図書館幼児コーナーにおいて赤ちゃん絵本の充実を図り、親子で楽しめる環境の維持に努めるほか、乳幼児を対象としたボランティアによる赤ちゃんのためのおはなし会を開催します。

- ◆ 図書館でのおはなし会の実施
図書館幼児コーナーにおいて、地域のボランティアと図書館職員が一緒に週一回のおはなし会を開催します。
- ◆ ボランティア活動の支援
活動資金援助のほか、ボランティアによるイベントの開催などを積極的に支援します。また、読み聞かせに関する勉強会や研修会への情報提供を行うほか、人員の確保などボランティアの技術向上、育成強化に努めます。

2. 保育所・こども館における子ども読書活動の推進

【役割と目的】

保育所での読み聞かせは、言葉や表現力、想像力の向上はもとより、お友だちとおはなしを共有する喜びを体験することで、豊かな社会性を育みます。

また、こども館では、学校や家庭以外での子どもの活動の一つとして読書を推進し、読書をとおした子どもたちの放課後活動の充実を支援します。

子どもがいつでも本を手にすることができるように読書環境を整えること、また、保育士をはじめとしたスタッフが日常の読み聞かせをとおして、子どもと本をつなげる機会を多く作るように努めることが大切です。

【推進施策】

- (1) 子どもが本に親しむための環境づくり
- (2) 蔵書の整理充実
- (3) 保護者への啓発活動

【具体的な取り組み】

- ◆ 読み聞かせの実施
保育所では、朝と帰りのホームルームやお昼寝時間のほか、個々の子どもに対応した読み聞かせの実施に努めます。
こども館では、子育てサロンや児童クラブ、お誕生日会などで積極的に読み聞かせを取り入れ、乳幼児や放課後児童の読書活動を推奨します。

- ◆ 図書提供の充実
蔵書の充実をはかるとともに、図書館配本を活用し、冊数の充実と新鮮な図書の提供に努めます。
- ◆ 保護者への情報提供
保護者に対して、おたよりなどをおとした読書推進関連事業の案内や情報の提供、良書の案内に努めます。
- ◆ 研修などへの参加
読み聞かせなどに関する研修会に参加し、技術の向上を図ります。

3. 学校における子ども読書活動の推進

【役割と目的】

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科での学習活動をとおして行われており、子どもの読書習慣づくりや確かな学力の基礎を形成する上で大きな役割を担っています。学校での読書活動においては、子どもたちの学習意欲や読書への興味を喚起し、それぞれの成長過程に対応した読書指導を行っていくことが大切です。

子どもたちが、趣味や興味を深めたり、知識習得や疑問解決の手立てとして読書を会得するように働きかけるために、学校と家庭、図書館が密接した連携を持って事業展開していくことが重要です。

【推進施策】

- (1) 図書室の活性化
- (2) 子どもの読書習慣の定着
- (3) 主体的な読書活動や学習活動をサポートする環境整備
- (4) 図書館との連携強化
- (5) 保護者への啓発活動

【具体的な取り組み】

- ◆ 蔵書の充実と整備
図書の購入に際しては、教育委員会から提供される図書館蔵書状況などに

も留意し、新しい本や学習内容に対応した資料の選書に努め、子どもの成長に対応できる計画的な蔵書の構築を図ります。また、修理・廃棄などをおおして整備を行い蔵書の適切な管理に努めます。

◆ 読書習慣の定着

「朝の読書活動」や「読書週間の設定」をおおして、読書の習慣化を図ります。また、蔵書の各家庭への積極的な貸出しに努めます。

◆ 図書館・図書室利用の奨励

調べ学習などにおける図書館や図書室の資料の活用を積極的に推奨し、図書館や図書室の上手な利用について指導します。

◆ 本に親しむ環境づくり

学級文庫や空き教室利用による絵本室の設置など、子どもと本の出会いを育むための機会や場所を作ります。

◆ 委員会活動の活性化

図書委員による本の紹介や図書室の整理などをおおして、子どもたちの自主的な読書活動を促します。

◆ 図書館との連携事業の実施

ブックトークの開催や図書館読書感想文コンクールでの作品作成指導・審査担当など、図書館との連携事業の継続に努めます。また、図書館の配本を活用し、新鮮な魅力ある資料の提供に努めます。

◆ 保護者への情報提供

子どもと保護者に対して図書室だよりの発行や図書館からの事業案内などの情報提供に努め、学校や地域での子どもの読書活動情報を家庭に伝えます。

4. 図書館における子ども読書活動の推進

【役割と目的】

子どもたちが豊富な蔵書の中から自由に読書を楽しんだり、様々な情報や知識を得るために、図書館では、多くの児童用図書を備え、また、子どもたちの興味関心を助長する事業を開催し、本に親しむ機会を提供していくように努めることが大切です。

図書館は、司書による専門的な支援をおおし子ども読書活動推進の中心を担う役割にあり、子どもたちの読書意欲・学習意欲の向上を支え促す施設として、その機能の強化を目指します。

【推進施策】

- (1) 蔵書の充実
- (2) 子どもが本に親しむ環境づくり
- (3) 子ども読書推進に関する理解関心の普及
- (4) 専門職によるレファレンス、読書支援の強化
- (5) 関連施設・団体との連携

【具体的な取り組み】

◆ 充実した資料提供

調べ学習に対応できる幅広い分野にわたった蔵書の構築と気軽に足を運び読書を楽しむことができるような魅力ある資料の収集に努めます。また、道立図書館をはじめとする他市町村図書館との連携を生かし、幅広い資料提供に努めます。

◆ 資料利用の促進

ヤングアダルトコーナーの設置や話題本・人気本の特集を組む等、年齢や用途に応じて利用しやすい配架に努めます。

◆ 各種事業の開催と連携

おはなし会、ブックスタート、ブックトーク、配本事業など、学校をはじめとした教育機関や保育、保健関連機関、地域ボランティアと連携を図りながら、事業の開催に努めます。また、土曜ドキドキクラブや通学合宿など教育関連事業への協力連携に努め、読書推進・図書館利用の奨励を実施します。

◆ 学校図書室との連携

配本やブックトークをはじめとした学校訪問活動による協力や図書室の運営相談などをおして読書活動を支援します。また、児童生徒へのサービスの拡大を図り、電算化システムの連携や共用の研究に努めます。

◆ レファレンス力の強化

研修会や学習会などへの参加をとおして、子どもの読書相談に応じ、適切な情報の収集と提供を行うことができる司書の育成と人材確保に努めます。

◆ 情報の提供

ホームページや広報誌をとおし、蔵書や読書情報、イベントの開催情報などを町民に向け積極的に提供し、利用の促進を図ります。

◆ 啓発活動の実施

「読書週間」や「子ども読書の日」の記念事業開催など、子どもの読書活動に関する啓発事業や広報に努め、学校や保育所と連携しながら、保護者に向けて様々な図書館情報や書籍の紹介を実施します。

第2次計画取り組み一覧

	取り組み名	担当と連携先	内容
家庭・地域	ブックスタート事業の実施	図書館、保健福祉センター、保育所・こども館、ボランティア	乳幼児健診会場で実施
	図書館でのおはなし会の実施	図書館、ボランティア	土ようおはなし会(毎週) 赤ちゃんおはなし会(年3回) 季節イベント(年2回)
	妊婦教室における啓発活動	図書館、保健福祉センター	妊婦教室にて開催(年2回程度)
	ボランティア活動の強化	図書館、ボランティア	町内外研修会での技術向上(年2回程度)
保育所・こども館	読みきかせの実施	保育所・こども館	団体及び個々の幼児に対応した読み聞かせの実施 子ども同士による読み聞かせ会の実施
	図書提供の充実	保育所・こども館、図書館	蔵書充実と図書館配本活用による幅広い資料提供
	保護者への情報提供	保育所・こども館、図書館	保護者向けのおたより、ちらし配布
	研修などへの参加	保育所・こども館	読み聞かせ技術の向上など
学校	学校図書館蔵書の充実と整備	学校 図書館、教育委員会	子どもの成長に対応した蔵書の構築と蔵書の整備
	読書習慣の定着	学校	朝読の実施 読書週間の設定
	図書館利用の奨励	学校、図書館	調べ学習などでの積極的な利用
	本に親しむ環境づくり	学校、図書館	学級文庫の充実 絵本室の設置
	委員会活動の活性化	学校	学校図書館整理 図書館だより発行
	公共図書館との連携事業の実施	学校、図書館	ブックトークの開催 読書感想文コンクールへの参加 図書館配本の活用
	保護者への情報提供	学校、図書館	地域の読書活動案内についてのおたより、ちらしの発行や配布

図書館	資料提供の充実	図書館、町外図書館	魅力ある蔵書の収集 相互貸借を活用した幅広い資料提供
	資料利用の促進	図書館	YAコーナーの設置 館内特集の実施
	各種事業の開催と連携	図書館、学校、ボランティア、保健福祉センター、保育所・こども館、社会教育、子ども育成連合会など	ブックスタート、ブックトーク、ブックラリー、読書感想文コンクール、図書館ツアー、劇団公演、配本、各種公民館共催事業の開催 土曜ドキドキクラブや通学合宿への協力
	学校図書館との連携	図書館、学校	配本、学校図書館運営相談、電算化システムの連携・共有における研究など
	レファレンス力の強化	図書館	町外研修会、学習会への参加
	情報の提供	図書館	図書館ホームページ、広報誌、OPACによる情報提供
	啓発活動の実施	図書館、学校 保育所・こども館	「子ども読書週間」や「子ども読書の日」の広報
	ボランティア活動の支援	図書館、教育委員会	活動資金の援助 情報提供や人員の確保

子ども読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書室、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書室、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第2次和寒町子ども読書活動推進計画

平成28年4月発行

発行 和寒町立図書館

〒098-0132 上川郡和寒町字西町125番地

TEL 0165-32-4646

FAX 0165-32-3394